

2025.04.10

Advanced Reliable Consultants

ARCIST

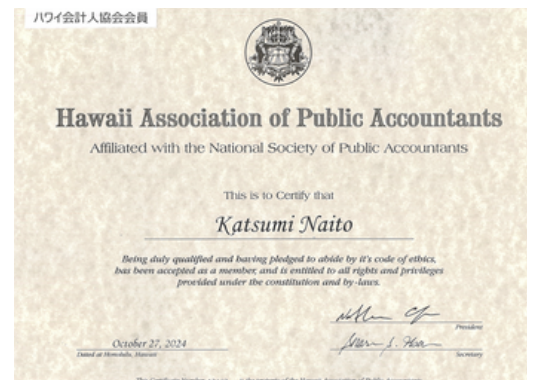
vol.94

## 税理士法人Topic

### ハワイ会計人協会の会員になりました

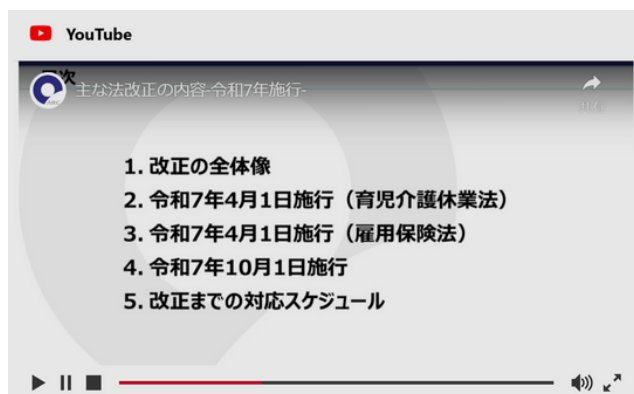
税理士法人では、このたびHAPA(ハワイ会計人協会、Hawaii Association of Public Accountants)のインターナショナル会員として登録いたしました。この協会はハワイ州の公認会計士(CPA)や米国税理士(EA)などの会計専門家で構成されており、日本での分科会も開催されております。令和4年の分科会では代表・内藤が「日米相続比較」をテーマとしたパネルディスカッションに参加、今年1月10日には、弊社を会場として勉強会も実施いたしました。

弊社はハワイの税務も含めたタックスプランニング・申告業務も強みとしており、今後も活発にハワイの会計専門家の方々と連携を深めていく予定です。現地専門家のご紹介も可能です。ご相談をお待ちしております。



## 社労士法人Topic

### 法改正解説動画配信を開始しました



相談顧問ご契約のお客様限定で、法改正の解説動画配信を開始しました！初回は令和7年4月施行の育児介護休業法の解説です。※動画URL等は担当者よりご連絡を行っております。

また、全てのお客様を対象に毎月メール配信にてお届けしている人事労務情報誌「マロニエ通信」についても、ショート動画URLを新たに追加して配信いたします。今後ぜひご期待ください！

### 春の船上懇親会



社労士法人恒例の春の懇親会を実施しました。毎年閑散期にあたる2月に、繁忙期の慰労を兼ねて“特別感のある”懇親会を企画しています。本年は屋形船を貸し切り、東京タワーやスカイツリーなど東京の名所を巡りました。屋形船の展望デッキからの景色は、非日常を味わえた、好評でした。4月に入社する新入社員にも任意で参加を呼びかけ、弊社の雰囲気を実感してもらう機会となりました。

<編集・発行>



## みなさん、新しい会社を作り たがりますが・・・

税理士法人代表 税理士 内藤 克

### ●プロジェクト開始時の組織形態

新しいプロジェクトを立ち上げるときにどのような組織でスタートするか悩ましいところです。スタートアップの事業の損益を既存と切り離して行いたい気持ちはわかりますが、チャレンジするごとに会社を設立しては管理コストが増えるばかりです。例えば、金融機関も新設会社をグループ会社の一部として評価するので借り入れを申し込むたびに全社の決算書を提出しなければなりません。実は、部門別損益計算や本支店会計で十分把握できるケースが多いのです。

#### ・部門別損益計算

それぞれの損益項目を部門（例えば不動産部門と飲食部門）などに振り分けて損益計算書を本社、不動産、飲食と3つ作成します。さらに本社部門を一定の配賦基準を設けてそれぞ

れ別会社として計算したのと同じ計算になります。その場合会社は一つなので貸借対照表は一つです。

#### ・本支店会計

本支店会計は本支店間で内部利益を上乗せして計算したい場合に用います。飲食部門が不動産部門からタダで店舗を借りると飲食部門に実力以上の利益が出てしまいます。そのため内部利益を考慮して2部門を別会社のように会計を分けて計算する方法です。この場合貸借対照表も別々に作成しますが決算で合算し、内部利益も精算して表示することになります。

### ●新規事業が立ち上がったから新会社設立でも遅くない

もちろん新会社の設立が悪いわけではありませんが、新規事業は通常の立ち上がりまで2・3年かかることや赤字のまま閉鎖してしまう可能性が高いため、その間の赤字を税務上有利に活用できるかどうかが重要となります。会社が別であると新規事業（新会社）の赤字は既存会社の黒字と通算できませんが同一会社であればその赤字は当然通算されます。軌道にのってから分社すればいいのというケースをよく見かけます（司法書士の営業妨害みたいになってしまいました）。



## 職権による住所変更登記

司法書士事務所 司法書士 西田 誠

令和8年4月1日から不動産の所有者は、氏名住所の変更日から2年以内に变更登记をしなければならなくなりました。令和8年4月1日以前に変更があった場合も、令和10年3月31日までに登記する必要があります。正当な理由なく義務に違反した場合は、5万円以下の過料が科される可能性があります。この義務の負担軽減をはかるため、所有者が変更登記を申請しなくても登記官が住基ネットを検索して、職権登記を行うことも令和8年4月1日に開始します。

その準備として、令和7年4月21日から所有権移転登記等の権利者（自然人）の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、メールアドレスを申し出ることが必要となります。また、既に所有権の登記名義人である人も住基ネット検索用の情報を申し出ることが可能となります。

#### (1)登記の申請書と同時に申し出る場合

令和7年4月21日以降に相続、売買等を原因として所有権移転登記を申請するときは、登記申請書に、従来の氏名住所のほかに①氏名のふりがな②生年月日③メールアドレスを記載することになります。ただし、メールアドレスについては登記官が、職権で変更登記をすることについて登記名義人の意思確認のための連絡ツールとされているので、「メールアドレスなし」と記載することも可能とされています。その場合の意思確認は登記名義人の住所に書面を送付することを想定しています。

#### (2)検索用情報の単独申出

令和7年4月21日時点で、すでに所有権の登記名義人（国内に住所を有する自然人に限ります）は登記申請とは別に検索用情報の申出をすることができます。この申出手続きには①押印・電子署名不要②WEBブラウザ上で手続きが可能③添付書類は、運転免許証、マイナンバーカードのコピー④登録免許税なし等の特徴があります。

この制度では、最新の住所を表示することに関して、所有権登記名義人の了解が必要ということに重きを置いている点がポイントです。



## 育児介護休業法改正に思うこと

社会保険労務士法人代表 社労士 戸澤 摂子

昨年全国会で可決・成立した改正育児介護休業法が今年2025年の4月および10月より施行されます。前身である育児休業法が施行されたのが今から33年前の1992年。その後、1995年に現在の育児介護休業法が制定され全事業所に適用となつてからは、度重なる法改正を経て、育児と仕事の両立を目指す労働環境の整備が進められてきました。

### ●育児介護休業法改正の変遷

現在に至る育児介護休業法改正の歴史を振り返ると、次のような段階を経て、本年施行の改正法により第5段階に突入してきたのではないのでしょうか。

- ①出産を機に退職するのではなく雇用継続を促す
- ②育児休業取得後も同じ職場での復職を目指す
- ③世の中の待機児童の問題を背景に育児休業期間延長を認める
- ④男性の育児休業取得を促す
- ⑤男女が子育てをしながら、従来の労働力提供を実現するために柔軟な働き方を促す

### ●柔軟な働き方

特に近年は男性の育児休業取得率も大幅に向上し、夫婦で話し合いながらフレックスやテレワークなどの活用により短時間勤務でない働き方も可能となりつつあります。一方で、職種によっては柔軟な働き方自体が難しい場合もあり、そのような職種に従事する方へどのようなサポートをするかが次の課題ではないかと考えています。

### ●自分自身を重ねて

私が育児休業を取得したのは今から17年前。上述の第2段階目、同じ職場での復職を目指すことに重きを置かれていた時代でした。当時、妊娠したことを伝えると、仕事を続けるか否かを聞かれたことを覚えています。当社ではまだ育児休業を取得して復職した人がおらず、世の中もようやく育児と仕事を目指せる制度が整い始めた頃で、育児休業を取得したものの復職せずに離職していく人が多いのが現実でした。

今、振り返るとこの十数年で育児を取り巻く労働環境は大きく変わり、育児をしていない方の意識も大きく変わってきたと思います。私も周囲の皆様の温かいサポートのおかげで、当社での仕事と子育てを何とか続けることができたと思っています。間もなく私の子育ては終わりを迎えますが、今度はサポートする側に立って、より良い労働環境を目指したいと考えています。